

香久山公園等の再整備事業に関する
サウンディング調査実施要領

令和 7 年 5 月 9 日

橿原市

目 次

1. 事業の背景と目的	1
1.1. 事業の背景	1
1.2. 調査の目的	1
1.3. 事業の基本方針（案）	1
1.3.1. 関西屈指の昆虫館・大和三山「香具山」の自然を体感する拠点	1
1.3.2. 体育館と芝生広場、多様なスポーツフィールドを活かした拠点	1
1.3.3. 周遊拠点としてののにぎわい・交流の拠点	1
1.3.4. 地域とともにある“フェーズフリー”な拠点	1
2. 調査の概要	2
2.1. 調査スケジュール（予定）	2
2.2. 参加申込書・回答表の提出	2
2.3. 調査の対象事業者	3
2.4. サウンディングの内容	3
2.5. 留意事項	3
2.5.1. 参加事業者の取り扱い	3
2.5.2. 費用負担	3
2.5.3. 追加対話への協力	3
3. 別紙・参考資料	3
4. 本書に関する問合せ先及び参加申込書・回答票の提出先	3

1. 事業の背景と目的

1.1. 事業の背景

本事業の対象地は、奈良県橿原市東部に位置する香久山公園である。整備後約 30 年が経過し施設の劣化や樹木の倒木が発生している。

自然豊かな香久山公園において令和 6 年度から令和 7 年度にかけて公園利用者や地域のニーズ、また P-F-I 制度等の民間活力を活用した管理・運営手法を取り入れ、香久山体育館を含んだ公園施設の活用方法の検討や新しい付加価値の導入機能の検討、さらに、万葉の丘スポーツ広場、昆虫館、県万葉の森等の周辺施設を含めた新たな公園のブランディングに繋がる再整備計画の策定を行う。

1.2. 調査の目的

本事業について市場性の有無や実現可能性の把握、アイデアの収集や事業実施に向けての課題把握を行うため。

1.3. 事業の基本方針（案）

本事業における基本方針（案）は以下のとおりである。

記紀・万葉の時代に育まれたまちの周遊の拠点・地域の拠点として
「自然体感型の学び・スポーツ・にぎわいの拠点」を創出
「橿原市・桜井市・明日香村をつなぐ周遊」と「地域（住民・農家・企業・団体）」を紡ぐ場として

1.3.1. 関西屈指の昆虫館・大和三山「香具山」の自然を体感する拠点

- ・多様な昆虫たちと出会う施設、万葉の森での森林浴、過去や歴史に思いを馳せる場があり、そこを訪れる人たちも含めた居場所・にぎわいの拠点を形成する。
- ・園内には、昆虫をモチーフにした遊具、サクラやモミジ等の豊かな緑があり、大人から子どもまで触れ合い、楽しめる空間を形成する。

1.3.2. 体育館と芝生広場、多様なスポーツフィールドを活かした拠点

- ・屋内外の多様なスポーツを楽しめる場を活かし、ここでしか体験できないコンテンツを創出する。
- ・多様な世代が楽しめるインクルーシブな環境を目指し、生涯スポーツ・ニュースポーツを取り入れた交流を生み出す。

1.3.3. 周遊拠点としてのにぎわい・交流の拠点

- ・周遊拠点として、自然を感じつつ食を楽しむ場を創出する。（カフェ、バーベキュー）
- ・地域に広がる農園や学校との連携、チャレンジできる場を創出する。

1.3.4. 地域とともにある“フェーズフリー”な拠点

- ・日常から非日常に備える地域の防災拠点として、日常的に地域団体や地域住民の居場所としての活用を促すための機能を備え、地域とともに創る公園を目指す。

2. 調査の概要

2.1. 調査スケジュール（予定）

本調査は、次のスケジュールで実施する。

時期	内容
令和7年5月9日（金）	実施要領の公表
令和7年5月22日（木）まで	サウンディング参加申込書及び回答票の提出
令和7年5月27日（火）～5月30日（金）	サウンディング実施日時及び場所の連絡
令和7年6月2日（月）～6月6日（金）	サウンディング実施
令和7年7月	実施結果概要の公表予定

2.2. 参加申込書・回答表の提出

本調査への参加申込は、「サウンディング調査参加申込書」に参加者名、必要事項等を記入、回答表については、「サウンディング調査回答票」に回答を記入の上、次のとおり提出すること。

【参加申込書・回答票の提出期間】 令和7年5月9日（水）から5月22日（木） 12時まで

【提出方法】 Eメール

【提出先】「4. 本書に関する問い合わせ先及び参加申込書・回答票の提出先」
に記載のとおり

2.3. 調査の対象事業者

サウンディング調査参加希望者は、提案内容を自らが主体となり実施する法人及びその他団体（共同提案も可能）とし、以下の要件を全て満たす者とする。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）に該当しないこと。
- ・ 橿原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成24年橿原市告示第175号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

2.4. サウンディングの内容

回答票を確認すること。

2.5. 留意事項

2.5.1. 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とならない。

2.5.2. 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とする。

2.5.3. 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施する場合がある。その際にはご協力をお願いする。

3. 別紙・参考資料

別紙①：事業概要

別紙②：ニーズ調査結果

別紙③：現地写真

4. 本書に関する問合せ先及び参加申込書・回答票の提出先

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 部署名：橿原市 都市デザイン部 公園緑地景観課 （担当：佐野、宮本）・ 電話：0744-47-3516・ メールアドレス：ryokuchi@city.kashihara.nara.jp |
|--|